

宮崎県公報

平成31年2月25日(月曜日) 第 3075 号

発 行 **宮 崎 県**

印 刷 宮崎市旭1丁目6番25号 K・Pクリエイションズ株式会社

> 発 行 定 日 毎週月・木曜日 購読料(送料共) 1年 41,700円

目 次

業所)の廃止 (福祉保健課) 1
○有害興行の指定・(こども家庭課) 2
頁 ○民有林の保安林の指定予定・(自然環境課) 2
○道路の供用の開始(3件)・(道路保全課) 2
1 ○急傾斜地崩壊危険区域の指定(2件)・(砂防課) 3
1 公告
○宮崎県伝統工芸士の認定・(オールみやざき営課) 3
1 病院局公告
○落札者等の公告・3

告 派

宮崎県告示第 133号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。平成31年2月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名	称	所	在	地	廃止年月日
下村歯科	·医院	小林市約	田野63-	- 5	平成30年12月31日

宮崎県告示第 134号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成31年2月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

名称	所 在 地	指定年月日
下村歯科医院	小林市細野63-5	平成31年1月1日

宮崎県告示第 135号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第4項において 準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す る法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による ものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介 護事業所)から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成31年2月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 届出をした指定介護機関(居宅介護事業所)

居年	它介護事業者	居宅介護事業所				
名 称	主たる事務所の所 在地	名 称	所 在 地			
株式会社 さくらん ぼ	児湯郡高鍋町大字 持田字高河原3171 - 1	居宅介護 支援事業 所ひなた	児湯郡高鍋町大字 持田字高河原3171 - 1			

2 届出事項

居宅介護事業	変更	
変更前	年月日	
東諸県郡国富町宮王丸 3 66	児湯郡高鍋町大字持田字 高河原3171-1	平成30年 7月1日

宮崎県告示第 136号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第54条の2第4項において 準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並び に永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す る法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例による ものとされた場合を含む。)の規定により、指定介護機関(居宅介 護事業所)から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成31年2月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

居宅介護		居宅介護	廃 止	
名 称	主たる事務 所の所在地	名称	所在地	年月日
株式会社和	小林市野尻 町東麓1089 -1	グループホ ームライフ	小林市野尻 町東麓1089 -1	平成30年 12月31日

宮崎県告示第 137号

宮崎県における青少年の健全な育成に関する条例(昭和52年宮崎県条例第27号)第14条第1項の規定により、青少年に有害な興行として次のものを指定した。

平成31年2月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定番号	種類	題名	製作・配給会社名	指定年月日						
30年-54	映画	熟れどき妻 欲しがる下半身	大門組 <新日本映像>	平成31年2						
30年-55	映画	絶倫未亡人 巨乳揺らして	珠瑠美組 <新東宝映画>) 月14日 						
30年-56	映画	密通の宿 悦びに濡れた町	竹洞組 <オーピー映画>							
30年-57	映画	快感ヒロイン ぷるるん捜査線	渡邊(元)組 <オーピー映画>							
指定理由	内容の全部又は一部が、著しく青少年の性的感情を刺激し、青少年に粗暴性若しくは残虐性を生ぜしめ、又は青少年の 犯罪を誘発し、その健全な成長を阻害するおそれがあるため。									

宮崎県告示第 138号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第1項の規定により 、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

平成31年2月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡美郷町北郷宇納間字岩下 3065-1 (次の図に示す部分に限る。)、3034-1
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所 在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢 以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び東臼杵農林振興局並びに美郷町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 139号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成31年2月25日から同年3月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年2月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路	各の	路線名	区	間	供用開始の期日
番号	種	類	#11/9X-1		lii	
	国道		503号		杵郡諸	平成31年2月25日
					大字七	
					字堂ノ 08番1	
					から同	
					村同大	
					字4908	
					地先ま	
				で で		
				-		

宮崎県告示第 140号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成31年2月25日から同年3月11日まで宮崎 県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年2月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路の	日をも立 ク		/II III HELV O HIL II
番号	種 類	路線名	区間	供用開始の期日
50	50 県道		東臼杵郡諸	平成31年2月25日
		千穂線	塚村大字家	
			代字尾水流	
			111番3地	
			先から同郡	
			同村同大字	
			同字 113番	

4地先まで

宮崎県告示第 141号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成31年2月25日から同年3月11日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成31年2月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線	道路	各の	政治夕	₽.	間	併田間がつまれ
番号	種	類	路線名	区	旧	供用開始の期日
142	県道	道	上椎葉	東臼村	午郡椎	平成31年2月25日
			湯前線	葉村	大字不	
				土野	字広瀬	
				1064	番4地	
				先かり	ら同郡	
				同村	司大字	
				同字1	1066番	
				1地	先まで	

宮崎県告示第 142号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第 57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区 域に指定する。

平成31年2月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 城ノ下地区
- (1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号から標柱4号までを順次結んだ線、標柱4号から標柱6号までを平成11年宮崎県告示第974号で指定した土地の境界線にそって結んだ線及び標柱1号と標柱6号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号		標	柱の	存。	する	土	地	
1	宮崎市	大塚町	城ノ下	2825番				
2	"	//	//	//				
3	"	//	//	//				
4	"	//	//	//				
5	"	"	"	//				
6	"	"	"	//				

宮崎県告示第 143号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

平成31年2月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 上大節地区
- (1) 区域の表示

次に掲げる土地に存する標柱1号と標柱2号を結んだ線、標柱2号と標柱3号を平成22年宮崎県告示第609号で指定した土地の境界線にそって結んだ線、標柱3号から標柱5号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱5号を結んだ線により囲まれた土地の区域

(2) 標柱の表示

標柱番号		標	柱	の	存	す	る	土	地		
1	日南口	 「字油津	五. 3	396君	§ 1						
2	"	"		"							
3	"	油津一	丁目	4 番	≸8						
4	"	//		/	,						
5	//	"		4 習	 \$12						

公 告

宮崎県伝統工芸士の認定に関する要綱(昭和58年2月10日定め) の規定に基づき宮崎県伝統工芸士を次のとおり認定した。

平成31年2月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮 崎 県 伝統工芸士	住 所	宮 崎 県 伝統的工芸品名	認 定年月日
熊須 豊和	東諸県郡綾町大字南 俣 282番地1	日向榧碁盤·将 棋盤	平成31年 2月4日
熊須 健司	"	"	"

病院局公告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する

平成31年2月25日

県立延岡病院長 栁 邊 安 秀

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 臨床用ポリグラフシステム 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 県立延岡病院医事・経営企画課財務担当 延岡市新小路2丁目1番地10
- 3 落札者を決定した日 平成31年1月22日
- 4 落札者の氏名及び住所 グッドウィル株式会社 延岡市恒富町3丁目6番地5
- 5 落札金額 35,100,000円
- 6 一般競争入札の公告を行った日 平成30年12月10日